

## 南富良野町奨学金返還支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南富良野町内の事業所に勤務する若年層の者に対し、その者が借り入れた奨学金の返還の全部又は一部を助成することにより、地域の担い手となる人材を確保するとともに若年層の町外流出の抑制と町外からの流入を加速させ、若い世代の定住を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 南富良野町奨学資金貸付条例（昭和38年条例第9号）に定める奨学金、公益財団法人北海道高等学校奨学会奨学金規定に定める奨学金並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に定める第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、大学院、高等専門学校、高等学校（本科別科・専攻科）、中等教育学校（後期課程）、及び専修学校（専門課程・高等課程（高等専修学校））、並びに特別支援学校高等部（本科・別科・専攻科）をいう。
- (3) 町内事業所等 町内に住所を有する個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有する事業所等をいう。

### (助成金の対象者)

第3条 この要綱により奨学金返還支援助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において南富良野町内に住所を有する者であって、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されているものであり、かつ、当該住所に居住しているものであること。
- (2) 令和6年4月1日以降において、次のいずれかに新たに該当することとなった者。
  - ア 申請時において、町内事業所等に就業しており、かつ、被雇用保険者であること。
  - イ 個人で農業その他事業を営む者又は事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）であること。

- (3) 大学等を卒業した者で、かつ、町内事業所等での就労開始日における年齢が35歳未満である者。
- (4) 町に納付すべき、町税、分担金、使用料その他の滞納及び奨学金の返還に滞納がない者
- (5) 奨学金の返還に対する助成を他から受けていないこと。

2 前項の規定によらず、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国家公務員及び地方公務員
- (2) 事業所等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の17に規定する役員をいう。）の2親等内である者
- (3) 事業所等の本店が南富良野町外にある場合にあつて、当該事業所等の人事異動により将来的に町内で勤務しないことが見込まれる者  
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、交付対象期間において年度毎に算出し、当該年度の返還月数に2万円を乗じて得た額を限度額とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 繰上げ返還等による奨学金の返還額は、助成対象の返還金額に含まないものとする。

4 助成金の交付を受けようとする者が、北海道南富良野高等学校を卒業した者である場合、第1項の限度額は助成金を受けようとする会計年度の助成金の交付対象期間の月数に4万円を乗じて得た額とすることができる。ただしこの場合、第5条に規定する交付対象期間は60月間とする。

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内とし、継続した120月間を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、年度毎に南富良野町奨学金返還支援事業助成金交付（変更承認）申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

- (2) 雇用されている場合は雇用証明書（様式第2号）
- (3) 卒業証明書又はこれに準ずるもの（前年度に引き続いて申請する場合は省略することができる。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付することを決定したときは南富良野町奨学金返還支援事業助成金交付決定（変更承認）通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは南富良野町奨学金返還支援事業助成金不交付決定（変更不承認）通知書（様式第4号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に通知する。

（決定内容の変更）

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、交付申請書により、変更に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定通知書又は不交付決定通知書により当該申請者に通知する。

（助成金の請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付決定を受けた年度の3月31日までに南富良野町奨学金返還支援事業助成金実績報告書（様式第5号）に奨学金の返還の事実を証明するものを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類等の審査により助成金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、助成金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 助成金交付の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施